

## 1. 貧困問題が生み出された背景

### ○新自由主義政策の推進

サッチャー(1979～)、レーガン(1981年～)、中曽根(1982～)の日米英首脳による新自由主義の推進

→日本においては、国労(国鉄労働組合)・総評(日本労働組合総評議会)の解体とともに、労働者の権利の縮小が進められた。

### ○日本における労働者の権利縮小の歴史

1985 労働基準法の女子保護規定(時間外・休日・深夜労働)の緩和

1986 労働者派遣法の制定(ただし、ポジティブリスト方式。当初は13業務。のち26業務まで拡大)

1995 日経連による提言「新時代の『日本的経営』」において、雇用の3類型が示される。

→①長期蓄積能力活用型、②高度専門能力活用型、③雇用柔軟型

1997 労働基準法の女子保護規定(時間外・休日・深夜労働)の撤廃

1999 労働者派遣法のネガティブリスト方式への改定。原則自由化により、派遣労働者が増加。

### ○「世界同時不況」の進展

2007 米国のサブプライムローン問題を発端に、いわゆる「住宅バブル」が崩壊

2008 米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが経営破綻

→以降、「世界同時不況」が急速に進展する。

### ○日本における貧困問題の可視化

2008 年末 日比谷公園にて「年越し派遣村」の活動

(ちなみに、現社研では、貧困問題の取り組みで有名になった雨宮処凛さんらを招いた公開企画「格差社会と若者のいま」を2007年6月に実施)

## 2. 生きるための最後の砦——日本国憲法 25 条の意義

### ○日本国憲法 25 条 1 項(生存権)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

→この権利を具体的に保障している制度が、生活保護制度。

### ○生活保護法

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

## ○生活保護バッシングの高まり

最近の生活保護の不正受給に関する報道

→しかし、不正受給はごく一部であり、ごくわずかな例外に過ぎない。

(厚生労働省の調査では、不正受給は金額ベースで0.38%(2010年度))

## ○生活保護制度の意義

生活保護制度は、憲法でも保障された生存権の最後の命綱として、貧困防止に不可欠なもの。

### 3. 政府による「ワーキングプア対策」の検証——「派遣法改正」はどうなったか

#### ○「年越し派遣村」以降に注目されたワーキングプア対策

→派遣などの非正規雇用は、労働者の生活を不安定化するもの

→「年越し派遣村」以降、労働者派遣法の改正が注目を集めた

→しかしながら、今年3月に民・自・公の合意で成立した改正派遣法は、骨抜きの内容に。

・製造業・登録型派遣の原則廃止を削除

・違法派遣を、直接雇用の申込みとみなす規定を3年後に先送り

・日雇い派遣について、原則禁止期間を「2か月以内」から「30日以内」に短縮。高齢者や主婦を除外。

### 4. いま何が求められているか

#### ●ワーキングプアを生まないような、労働者の権利の保障

##### ○憲法で保障された生存権(25条)を実現する、生活保護制度の正当な評価と運用

→いわゆる「水際作戦」などの問題の解消

##### ○ワーキングプアの解消のための、労働者保護法制の確立

##### ○憲法で保障された労働基本権(28条)の活用による、労働者の権利の確立

「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」

→たとえば、橋下市長による労働組合攻撃のような動きに、無批判に流されないことなど。

#### ●問題の根本にある、経済政策の転換

##### ○弱肉強食の新自由主義政策からの転換

→新自由主義政策の一環としてのTPPなどへの対処

##### ○貧困層に負担の大きい、逆進性の税制(消費税など)の是正

#### ●その他

##### ○子どもの貧困への注目と対策(『子どもの貧困』(阿部彩著)など参照)

##### ○震災の影響をふまえた貧困・生活保障の対策

##### ○貧困を容認せずに助け合うという、人々の意識の変革(金銭問題にとどまらない対策も)

#### ※主な参考文献

生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング』(2012年)

生活保護制度研究会編著『保護のてびき 平成24年度版』(2012年)

その他、上記レジュメ中で掲げたもの。